

議第 6 6 号 和解について

1 事件の概要

原告は、「呉市の委託を受けてクリーンセンターくれ（一般廃棄物処理施設）の管理運営を行っているが、呉市は令和元年 1 0 月 3 1 日及び令和 2 年 1 0 月 2 9 日に発生したクリーンセンターくれのごみ破碎選別施設の火災（以下「本件火災」といいます。）により原告が当該ごみ破碎選別施設を稼働させなかったことを理由に、当該管理運営事業に係る委託料を支払わない。しかし、本件火災は、呉市の責めに帰すべき事由により生じたものであり、呉市の委託料の不払には理由がない。」などと主張し、呉市に対し、クリーンセンターくれの管理運営事業契約に基づく令和 2 年度第 4 四半期及び令和 3 年度第 1 四半期の各委託料並びに原告が負担したごみ破碎選別施設の復旧工事費用等の支払を求めて提訴したものです。

2 訴訟の経過等

令和 4 年 1 0 月 1 7 日に第 1 回期日（口頭弁論）があり、その後、15 回の期日を経ています。

3 和解の勧告

令和 7 年 1 月 3 0 日の第 1 5 回期日（弁論準備手続）において、裁判所から和解の勧告があったので、これに応じ、訴訟上の和解をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

4 和解による本市の解決金支払額

1 0 億円（上限額）

【参考】本件訴訟における委託料減額及び加入保険等の状況

項目	金額	備考
ごみ破碎選別施設の不稼働に係る委託料減額分 ・令和 2 年度 第 4 四半期分 353,587,121 円 ・令和 3 年度 第 1 四半期分 388,443,751 円	742,030,872 円	※契約に定めるペナルティに基づく減額分
本市加入の建物総合損害共済保険による補填分 ・令和元年度発生火災分 267,279,422 円 ・令和 2 年度発生火災分 11,019,580 円	278,299,002 円	
原告加入の賠償責任保険が支払われた場合の 本市の支払う解決金の免除額（和解勧告条項）	200,000,000 円	（上限額）
合計	1,220,329,874 円	（上限額）